

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号		
発電機室配線ケーブル敷設等役務	HV-B500000		
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	令和5年1月12日	
	変更	年 月 日	
	作成部隊等名	西部方面システム通信群	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、発電機室配線ケーブル敷設等役務（以下、本役務という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語および定義は、GLT-CG-Z000001（以下、“一般共仕”という。）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GS-C526116C 発電機GGN-300-Y

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

b) 法令等

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）隊庁舎Aの1階発電機室等において、防衛装備庁が別途契約中の発動発電機GGN-300-Y（以下、“ア契約”という。）構成品と、沖縄防衛局が別途契約中の電源切換盤間における商用・負荷ケーブルの敷設・接続ならびに遠方監視盤ケーブルの敷設等を実施するものとする。なお、各工事の詳細な位置等は、監督官と調整の上決定するものとする。

2.2 役務内容

役務内容は、表による。

表一 役務内容

番号	役務内容	設置場所等	規格及び数量等
1	商用・負荷ケーブル敷設、 並びに端末処理・接続、試験	1階発電機室	発電機・切換分岐盤→電源切換盤 電源ケーブル各40m
			制御盤→電源切換盤 電源ケーブル各40m
			制御盤→電源切換盤
			信号ケーブル40m
2	遠方監視盤ケーブル敷設 ※端末処理・接続は”ア契約”の 請負業者が実施	1階発電機室等	制御盤→遠方監視盤 信号ケーブル50m

2.3 役務実施場所

石垣駐屯地(仮称)隊庁舎Aとする。なお、同敷地内は沖縄防衛局等が別途契約する多数の工事業者が施工作業中のため、特に車両等による重量物の搬出入については関係業者との調整を図り、安全管理には十分留意すること。また、工事に先立ち速やかに所定書式による入門申請を監督官に提出するものとする。

2.4 役務期間等

役務期間は契約締結日から令和5年3月31日とする。なお、役務実施日については監督官ならびに”ア契約”の請負業者(㈱三井E&Sパワーシステムズ)と工程調整を実施し、同請負業者の現場代理人と調整を密にして、齟齬が生じてそれぞれの工事工程について役務上の不具合が発生しないように共同連携を図ること。

また、役務実施日は平日とし、概ね午前8時15分～午後5時までの休憩時間等の非稼働時間を除いた実働時間とする。ただし、必要に応じ時間外の役務作業を認めるものとする。その場合は、事前に監督官にその旨を申し出て指示に従うものとする。

2.5 特記事項

負者は駐屯地および施工場所に入出入りする者の、新型コロナワクチン接種証明書(3回接種後)の写しを監督官に提出するものとし、ワクチン未接種の場合は、入島予定日から前3日以内のPCR検査結果書の写しを監督官に提出すること。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

提出書類は、下記の通りとする。

- a) 現場代理人等指名通知書
- b) 工事現場における施工体制の把握
- c) 着手届
- d) 工程表（予定・実施）
- e) 作業日誌
- f) 打合せ簿 ※打合せの都度
- g) 使用材料承認願 ※施工前に提出、承認後材料発注すること
- h) 材料検査簿及び出荷証明書
- i) 完了届
- j) 産業廃棄物処理証明書（E票写し） ※産業廃棄物が発生した場合のみ
- k) 作業写真
- l) その他監督官が指示した書類

4.2 治具及び材料等

本役務に必要な治具及び材料等は、契約の相手方が準備するものとする。また、本役務を実施するために必要な所要の申請は、契約の相手方が実施するものとする。

4.3 養生

契約の相手方は、本役務の履行にあたり、施設などを破損することのないよう、養生に努めるものとする。

なお、万一破損した場合は、契約の相手方の責任で、費用負担により原状回復するものとする。

4.4 廃材処置

本役務の履行により生じたケーブル、工事用部材などの廃材については、契約の相手方が処分するものとする。なお、細部は、官側の指示による。

4.5 無償貸付品

無償貸付品は、一般共仕の5によるものとし、官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

4.6 保全

契約の相手方は、本役務の履行によって直接または間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。契約履行後も同様とする。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 電力、用水などの使用
- c) 本役務に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認めた事項

4.8 不具合の処理

本役務の履行に当たり、不具合が発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	〇〇〇〇
	調達要求番号	〇〇〇〇〇〇
	調達要求年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	作成部課	〇〇〇部〇〇課
	作成年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
仕様書番号	〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	
指定事項 ^{a)}		
1. 据付場所・数量・据付完了日		
2. 据付場所の構造, 形状及び寸法 (電源の取出し及び電気配線図含む)		